

令和四年十二月十五日付け広島県報（定期）第九十九号に登載の広島県選挙管理委員会告示第九十九号（選挙権を有する者の総数のうち八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）の一部を次のように訂正する。

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

一	ページ		
九	行		
三八八、六六二		正	
三八八、六六七			誤